

みらいの県土

静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)の運用状況をはじめとする建設発生土の有効利用に関する情報をお届けします。

No.2

TOPIC 1

建設発生土マッチングシステムの運用状況

- 「静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)」は、官民間問わず無料で「土が出る工事」と「土が欲しい工事」を手軽にマッチングできるWEBシステムです。工事間流用促進のため、ぜひご活用ください。システムはページ下部に記載のQRコードからアクセスできます。

〈運用状況 R5.6.16時点〉

ユーザー登録数	328名
土が出る工事（搬出）	33件
土が欲しい工事（搬入）	4件



◆ おしらせ

- ・ **6月9日（金）**
建設発生土処理施設一覧表を**更新**しました。
- ・ **7月1日～**
設計積算システムを改修し、山土等の新材を選択した際に、**注意メッセージ**が表示されるようになります。

TOPIC 2

第2回みらいの県土研究会

- ・ 令和5年6月9日に「第2回みらいの県土研究会」を開催しました。アドバイザーや民間事業者を含め30人が出席し、「土質改良土の利用拡大」や「ストックヤードの整備」等について、活発な意見交換がなされました。
- ・ 今回の研究会で配布した資料や当日の様子については、技術調査課HPで公開しています。

第2回研究会の様子



TOPIC 3

資源有効利用促進法の省令改正（第二弾）

- ・ 資源有効利用促進法について、建設発生土の適正処理を中心とした省令改正（第二弾）が令和5年5月26日に施行されました。主な改正内容は以下のとおりです。

（1）適正な搬出先への確実な搬出

元請業者は事前に、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、その確認結果を再生資源利用促進計画の添付資料として**現場掲示**する。

元請業者は搬出後、搬出先に受領書の交付を求め、受領書の写しを**5年間保存**する。

（2）土壌汚染対策法等への対応

元請業者は、搬出元として、発注者が土壌汚染対策法等の手続きを適切に実施しているか**確認**し、その確認結果を再生資源利用促進計画の添付資料として**現場掲示**する。



◆ 手軽に登録・情報検索
◆ 無料で使用可能!!
<https://ssm-system.jp/>

SSM

静岡県建設発生土マッチングシステム
Shizuoka Surplus Soil Matching System

